令和５年度池田町障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針、及び令和４年度の調達実績について公表します

　町では障害者優先調達推進法第9条第1項の規定に基づき、率先して障がい者就労施設等からの物品調達の推進を図るため、必要な事項を定めた方針を策定し、働く障がいのある方々を支援しています。

　その取組について次のとおり公表します。

|  |  |
| --- | --- |
| 令和５年度調達目標 | |
| 区分 | 目標額（円） |
| 物品（トイレットペーパー等） | 200,000 |
| 役務（清掃等） | 450,000 |
| 合計額 | 650,000 |

|  |  |
| --- | --- |
| 令和４年度調達実績 | |
| 区分 | 実績額（円）（かっこ内は令和４年度目標額（円）） |
| 物品（トイレットペーパー等） | 142,080（200,000） |
| 役務（清掃等） | 441,103（450,000） |
| 合計額 | 583,183（650,000） |

今後も様々な調達において、調達方針に則り取り組んで参ります。